

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和3年9月1日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
高石市西取石三丁目192番ほか
（仮称）ジョーシン新高石店
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和3年4月7日（令和3年大阪府告示第522号）
- 3 意見の概要
 - (1) 高石市の意見
 - ア 駐車場及び駐輪場について、高石市開発指導要綱に基づき市と協議した台数を確保すること。
 - イ 駐輪場の位置について、市と協議した内容を遵守すること。
 - ウ 荷さばきを行う車両が周辺道路に待機駐車しないよう、荷さばき業務を計画的に行うこと。
 - エ 交通誘導員の配置等により、駐車場出入口における歩行者等の安全確保に努めること。
 - オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び高石市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに環境美化推進に関する条例等を遵守し、廃棄物を適正に処理すること。
 - カ 地震及びこれに伴う津波の発生が想定される場合において、避難場所としての利用に協力すること。
 - キ 大規模な災害が発生した場合において、物資の集配拠点としての利用に協力すること。
 - ク 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守するとともに、近隣より苦情が発生した場合は、誠意をもって対応すること。
 - ケ 廃棄物の保管施設について、必要な容量を確保し、害虫及び悪臭が発生しないよう適切な管理及び保管を行うこと。
 - (2) 高石市の区域内に居住する者等の意見
 - ア 駐車場への入退場については、安全確保に努めること。
 - イ 店舗の周辺道路において交通渋滞が発生しないように努めること。
 - ウ 交通誘導員の配置等により、駐車場出入口における歩行者等の安全確保に努めること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和3年9月1日から同年10月1日まで
 - (2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課
高石市加茂四丁目1番1号
高石市政策推進部経済課